

ニーチェ思想における「遠近法」

— その意味内容の解明とショーペンハウアーによる影響の指摘 —

稲毛友壽

一 はじめに

ニーチェの著作にしばしば遠近法という用語が登場することは周知の事実であり、思想史上、遠近法という用語の浸透にニーチェが大きく寄与しているということも、首肯せざるを得ないところである。

遠近法主義とは、真なるものではなく一切は解釈であるとする解釈一元論とも言うべき立場であり、ニーチェによる容赦ない真理批判の根底にある立場として、その思想において重要な位置を占めてい

る。遠近法主義は、かつて往々にして徹底的な相対主義と見なされてきた。ニーチェの著述には確かに相対主義的な遠近法思想が見てとれる。だが、遠近法的なものは「あらゆる生の根本条件」⁽¹⁾と呼ばれ、これは、ニーチェが生きていることとの関係において、遠近法を極めて重視していることを示すと同時に、遠近法に独特の意義を見出していることを示している。⁽²⁾

これまでのニーチェ研究は、テキストの精緻な読解に基づいて遠近法という用語の意味内容を解明す

ることにはまだ着手していないように思われる。あの日本の哲学者は、ニーチェの入門書として高い評価を得ている著作のなかで、「ハパスペクティブ」は、従来へ遠近法 \vee と訳されることが多かったが、私はたんにへ観点 \vee とかへ視点 \vee の意味だと思う⁽³⁾とさえ述べている。

ところが、ニーチェの残したテキストを精読すると、ハパスペクティブには遠近法と訳すに値するほどの意味が込められていることが分かる。それは、ニーチェの遠近法思想が、単なる相対主義とは一線を画し、単なる観点や視点と同一視し得ない、特別な意味合いを持つということでもある。本稿は、このことを明らかにし、ニーチェが遠近法という言葉で表現しようとした本来の発想を明らかにする試みである。また、その遠近法について、ニーチェが『意志と表象としての世界』におけるショーペンハウアーの言説から着想を得ていることを指摘する。

二 『悦ばしき知識』第五書における「遠近法」

「遠近法 (Perspective)」とは、そもそもルネサンス期に建築家ブルネスキが発見したとされる絵画の技法であり、狭義には線遠近法、あるいは透視画法と呼ばれる画法である。その限り哲学の用語というより、むしろ芸術の用語である。絵画の技法としての遠近法は、言うまでもなく平面的な画面に遠近感を表現する技法である。オーソドックスな線遠近法は一点透視画法と呼ばれ、まず画面に一本の地平線を引き、その中央に一点の消失点を定め、地平線よりまえに位置するものを消失点に収斂するように変形して描く。そうすることで、画面に奥行きをもたせ、結果的に遠近感を表現するのである。まずはこれを遠近法に関するごく一般的な知識として覚えておく。

本論は、ニーチェ思想における遠近法の持つ意味内容を究明するにあたり、テキストから得られるふ

たつの事実を糸口とする。そのひとつは、ニーチェが刊行著作上で遠近法主義を明言した箇所は、たったの一箇所だけである、という事実である。その唯一の箇所とは、『悦ばしき知識』第五書の三五四であり、次のような内容である。

「我々の行為は、根本的にどれも比較できないくらい個人的で、唯一のものであり、限りなく個別的 (unbegrenzt-individuell) である。このことは疑いない。しかし、我々がそれを意識化すると、もはやそうは見えなくなる。これが私の理解する本来の現象主義であり、遠近法主義である。」^④

ニーチェが、出版した著作において遠近法主義という言葉を使用したのは、後にも先にもこの一回きりである。このことは、ニーチェの遠近法主義というものが、出版されなかった遺稿も対象に含めた解

釈研究による再構成を経ることで、ここまで著名なものになったことを示唆している。しかし、同時に、ニーチェには確かに遠近法主義という発想があり、それも単なる気まぐれの思いつきというようなものではなく、著作において公表できるだけの確たるものであったことを物語つてもいる。『悦ばしき知識』第五書の三五四は「意識の問題（より正確には、意識化の問題）」^⑤を扱い、意識とは伝達の必要から発達し、「伝達記号としての言葉の発達と歩みをとにもする、そして意識化、すなわち言語化とは対象の個性を捨象することである、という大筋で展開される。かかる発想をニーチェは遠近法主義と呼んだのだが、この箇所では、それが遠近法主義と呼ばれる所以に言及していない。しかし、ニーチェは『悦ばしき知識』第五書において遠近法という言葉と比較的多用しており、そのうち三七三ではこの言葉を使用する意図を読み取ることができる。

「例えば学者ぶつた英国人ハーバード・スペンサーを彼の流儀に則つて夢中にさせ、希望の線、願わしきの地平線を引くよう命じるものは、(……)我々などにはほとんど吐き気を催させる。そのようなスペンサー流の遠近法を究極の遠近法とする人類は、我々には軽蔑に値し、絶滅に値するものに見える。」⁽⁶⁾

スペンサーに関する批判的な内容を度外視すると、この箇所では、遠近法は「希望の線、願わしき地平線を引くよう命じるもの」とされている。希望の線、願わしき地平線を引く (einen Hoffungs-Strich, eine Horizont-Linie der Wünschbarkeit ziehen) とは、そこに行き着きたいと望むところの、そこから先のことはとりあえず考えなくてもかまわないような、ひたすらそこまでの到達を祈願すべきゴールラインを引くことであると理解できる。

すなわち、遠近法とは、現在から未来に向かう関心を集めるとともにそこで断ち切るような線を引くことを要求するのである。これは、一点透視画法の成立に、地平線を引くことと、その上に視線を収斂させる消失点を設定することが必要であるとの知識に基づいてはじめて意味をなす叙述である。ニーチェは、遠近法主義という発想を抱いていたことの言質を与える唯一の刊行著作において、遠近法という言葉を用いて、絵画における遠近法を下敷きにして使用しているのである。

ところで三五四では、「我々の行為は、根本的にどれも比較できないくらい個人的で、唯一のものであり、限りなく個別的である」にもかかわらず、「我々がそれを意識化すると、もはやそうは見えないくなる」ということが遠近法主義であるとされている。ニーチェは、遠近法という芸術の用語を、哲学の用語として自身の思想に導入したのだが、それは

人間の意識のあり方を表現するためであり、しかももとはと言えば、平板な現在から過去という時間的な奥行きに関わる人間の意識のあり方を表現するためだったのである。

三 『反時代的考察』第二篇「生に対する歴史の利害」における「遠近法」

『悦ばしき知識』という著作は、五つの書から成り、最後の第五書は一八八六年秋に執筆された。一八八六年という年は、ニーチェが『悲劇の誕生』、『人間的な、あまりに人間的な』、『曙光』といった過去の著作に改めて序文を付した年であり、このことはニーチェにそれまでの自著を振り返るきっかけを与えている。序文を書いた著作は当然として、『人間的な、あまりに人間的な』序文は『反時代的考察』や未刊の『道徳外の意味における真理と虚偽について』に対する言及をも含み、この時期、ほと

んど全刊行著作についてニーチェ自身のコメントが残されている。

さて、本論が重視する遠近法にまつわるもうひとつの事実とは、先に引用した『悦ばしき知識』第五書が上述のような一八八六年の作品であることに鑑み、一八七三年の作品に遡及して得られるものである⁽⁸⁾。それは、ニーチェが『反時代的考察』第二篇「生に対する歴史の利害」において刊行著作の上ではじめて遠近法という言葉を使用した、ということである。このことは、「生に対する歴史の利害」がニーチェの歴史論であるだけに、非常に興味深い。というのも、遠近法とは絵画における空間表現の方法であり、歴史という言葉わば時間的な記述とは対極にあるように思われるからである。しかし、ニーチェは、「生に対する歴史の利害」において、人間の時間に対するかかわりを、明らかに空間的なイメージを援用して考察している。それが、遠近法と

いう言葉の使用に結びつくのである。

「生に対する歴史の利害」冒頭において、「非歴史的」であることと「歴史的」であることは、記憶を持たない動物とそれを持つ人間の、それぞれの時間における状態を形容している。前者は「瞬間」という杭に繋がれている⁽⁹⁾状態であるとされる。この比喩は、「動物が昨日というもの、今日というものの何たるかを知らず⁽¹⁰⁾」に生きていること、つまり動物が過去を意識したり過去との関係から現在を意識したりせず⁽¹¹⁾にひたすら今という瞬間に生きていることを、時間上の一点に生きている状態として表現している。一方、人間は、記憶が備わっているという前提ゆえに、過去を背負ってその重圧に「歩行」を鈍らせているとされる。ここで歩行というのは、「生きること」の比喩である。そして生きることは、随所で「行為」を起こすこととも言い換えられ、人間が生きるため、行為を起こすためには、どこかに

一線を引いて過去を「忘却すること」が必要であると説かれる。このことをニーチェは、「過去のものが忘却されなければならない境界を画定すること (die Grenze zu bestimmen, an der das Vergangene vergessen werden muß)」⁽¹¹⁾ さらには「自分の周りに地平線を引くこと (einen Horizont um sich zu ziehen)」⁽¹²⁾ と表現し、人間の意識する時間を、その周囲に展開する視界というイメージに重ねて理解するよう読者を誘導している。

また、忘却の一線を画するためには、生や行為の主体に備わる「造形力 (plastische Kraft)」⁽¹³⁾ がどのくらい大きいかを見定めなければならないとされる。その造形力とは、「過去のものやなじみのないものを変形する力」⁽¹⁴⁾、「過去のものを生に役立て、起こすたことから再び歴史 (Geschichte) をつくる力」⁽¹⁵⁾ であると言われる。すなわちそれは、個々の過去の出来事を、ある視点から歴史という一連の「物語

(Geschichte)」として解釈する力であり、言わば地平線よりも手前にあるものを、定められた構図に合わせて描きなおす再構成の力なのである。そして、この造形力が大きければ大きいほど地平線を遠くに設定することができ、逆を言えば、地平線をより遠くへ設定するということはより多くのものをより大きく変形させるといふことを意味する。

こうして「生に対する歴史の利害」の、空間的な時間描写とでも言うべき記述をたどると、ニーチェが絵画の技法である遠近法を念頭に置いてそれを書いていっていると考へざるを得なくなるのだが、果たしてニーチェは、「生に対する歴史の利害」で、刊行著作上はじめて遠近法という言葉を使用しているのがある。

「後方に生成のある限り、その限りあらゆる遠近法も果てしなく後方にずらされる。」⁽¹⁶⁾

これが、ニーチェの刊行著作における「遠近法」の初出箇所である。この箇所では、有名な三種の歴史というかたちで歴史が生に利するという見解に続けて、歴史の害を論じる部分に属している。「内在的な造形力により制限されて」⁽¹⁷⁾いなければならない歴史の関心は、学問的関心となつて過度に増大することにより、解釈の能力、再構成の力量を超えて過去の知識を詰め込み、それを「ひたすら未来と現在に役立つように」⁽¹⁸⁾、すなわち生に役立つように処理しきれなくなる。このことは、先に引いた文脈に置くと、どこまで記憶すべきか、あるいはどこから忘却すべきかを示す一線であつた地平線が、より多く広く記憶する方向へ、すなわちより遠い過去の方向へ押しやられることである。それがここで、構図を決定づける一線の後退に伴つて奥行き方向に間延びしていく遠近法というイメージで表現されているのである。⁽¹⁹⁾

以上のことから得られる結論は、ニーチェが、「生に対する歴史の利害」において、冒頭から歴史を時間的興行きと見なし、かかる意味で歴史的な人間の視界を遠近法的であると解しているということである。

四 ショーペンハウアーの影響

ここまでで明らかにされた遠近法の発想には、実はその原点とも言うべき著作がある。それは、ショーペンハウアーの『意志と表象としての世界』である。

前節まで、ニーチェの『悦ばしき知識』第五書三五四と三七三、そして『反時代的考察』第二篇「生に対する歴史の利害」のテキストに即して、遠近法の意味するところを説明してきた。しかし、『悦ばしき知識』第五書三五四において、その内容が遠近法主義と呼ばれる所以については、ニーチェによる

解説が乏しく、結局そのまま保留の状態にある。また、『悦ばしき知識』第五書三七三と「生に対する歴史の利害」について、個々の解釈においては遠近法という表現が絵画の技法である一点透視画法を踏まえて使用されていることを確認できたが、両者において遠近法の描かれる時間の前後が異なるという点で文脈は完全に重なるわけではない。前者において地平線は前方、すなわち未来の方向に引かれ、後者において後方、すなわち過去の方向に引かれる。「生に対する歴史の利害」において遠近法が意味する内容をニーチェの最初の発想と考えるなら、『悦ばしき知識』第五書三七三はまさしく逆向きのベクトルを有する発想ということになる。

ニーチェの遠近法の発想が、ショーペンハウアーの思想からインスピレーションを得たものであると指摘することは、それ自体有意義なことであるが、上述のふたつの問題にも示唆と説明を与えてくれ

る。

「生に対する歴史の利害」において、ニーチェは人間と動物を、歴史的であるか非歴史的であるか、すなわち記憶を持つか持たないかという点で区別した。この区別においてニーチェは、ショーペンハウアーが『意志と表象としての世界』において、「本来的記憶の欠如が、人間の意識と動物の意識が相違していることの主たる根拠である」と述べていることを踏襲している。⁽²¹⁾『意志と表象としての世界』において、人間と動物の決定的な相違はそもそも理性の有無であり、人間にのみ備わる理性の機能は「概念の形成 (Bildung des Begriffs)」である。⁽²²⁾非理性的な動物は「現在においてのみ生き」、⁽²³⁾そのことは「瞬間の印象に没入している」と言われ、⁽²⁴⁾他方、人間は理性により形成される概念を駆使することで、「未来と過去に生きる」⁽²⁵⁾ことができる⁽²⁶⁾とされる。このことを、ショーペンハウアーはさらに次のように表現

している。少し長くなるが、必要な部分を引用する。

「抽象的概念が我々の生存全体にもたらす影響は非常に徹底的で重大なものであつて、言わば我々と動物の関係を、ものを見ることのできる動物と目のない動物 (……) の関係と同様の関係にしてしまうほどである。後者は空間において直接現前しているもの、自分に触れるものだけを触覚をつうじて認識するのみである。これに対し、前者は広い遠近のある領域を認識する。ところで、同様に理性の欠如は、動物を時間において直接現前する直観的表象、すなわち実在の客観に限定する。逆に我々は、抽象的認識のおかげで、狭い現実的な現在と並んで、さらに過去と未来の全体を、広い可能性の世界とともに手にする。(……) したがって、言わば時間における内的認識にとつての

理性は、空間における感覺的認識にとつての目の役割を持つのである。⁽²⁶⁾

注目すべきは、ショーペンハウアーが、理性、その機能である概念の形成、そしてそれを根拠とする本来的記憶の人間にもたらす恩恵を、「瞬間」への没入からの解放、目に見える広い遠近のある領域に比せられる「未来と過去」の展開と言ひ表していることである。きわめて自覚的に、時間における人間の理性的意識を、空間における視界に擬えており、遠近法を連想させる喩えを含んでいる。「生に對する歴史の利害」においてニーチェが「瞬間の杭」と對照的に持ち出す、地平線に囲まれた時間の範圍という、一見すると非常に独特で、形容矛盾という印象すら喚起するイメージは、記憶の有無というショーペンハウアーによる人間と動物の区別から展開されている以上、端的にショーペンハウアーの影

響を受けていると言える。加えて、その特殊な表現は、理性を視覚に喩えるその言説から着想を得ていると考えられるのである。そして、遠近法が『悦ばしき知識』第五書において未来の方向へ展開する時間的興行きを意味し、「生に對する歴史の利害」において過去の方向へ展開する時間的興行きを意味していたことも、ショーペンハウアーの理性的意識が未来と過去の両方向への展望を開くものであるということから、いずれも説明可能である。

また、『悦ばしき知識』第五書三五四がショーペンハウアーの思想を念頭に置いて書かれているということは、それに冠せられた題名「類の守護靈 (Genius der Gattung)」⁽²⁷⁾がもともとショーペンハウアーの教説であるというニーチェ自身の言葉によつて端的に裏付けられる。⁽²⁸⁾先述のとおり、『悦ばしき知識』第五書三五四における遠近法主義の叙述では、個性の捨象が強調されている。『意志と表象と

しての世界』における「類の守護霊」とは、個人より高次の段階における意志の発現であり、それは「類型」(der Typus der Gattung)の維持のために個人の意識を支配して「個人に属する事柄」(die Angelegenheiten der Individuen)を容赦なく犠牲にする⁽²⁹⁾。そうした類の守護霊を、ニーチェは、個人的な事柄から個性を切り捨てて「非個人的なもの」(das Nicht-Individuelle)⁽³⁰⁾、言わば他人と同じもの、さらに言えば皆と同じものに翻訳する意識に見出すのである。ただしニーチェの関心にあつて、それは世代を超えた類型の維持を主眼にするものというより、社会における共生の存続を可能にするものであり、そこから上述の意識の性格は伝達記号としての言葉にも帰せられるのであるが、このこともまたすでに『意志と表象としての世界』に準備されている⁽³¹⁾。そこでは、概念、そしてそれを指示する言葉について、未来や過去の展望を開くという先の引用と趣を

異にし、その包摂する内容に関して一面的で選択的であり、言わば捨象を伴うということが強調されている。またその叙述は、近いものは大きくはつきりと描き遠いものは小さくおぼろげに描くという、ごく一般的に知られる遠近法の解説を思わせるニュアンスを帯びているのである。先に保留となつた刊行著作上のニーチェによる遠近法主義の用語法について、それが「類の守護霊」という『意志と表象としての世界』中の教説に絡めて語られる以上、何らかのショーペンハウアーの影響は否定し得ない。そうになると、概念や言葉の使用が細部の個別的側面の捨象を余儀なくすることを論じ、視覚的にして遠近法を思わせる表現でそれを描き出すショーペンハウアーの著述が、ここでのニーチェの思索に影響を与えている可能性は非常に高い。

ニーチェの遠近法思想にはライブニッツの影響が認められるということが、従来のニーチェ研究では

ほぼ定見であった。³³⁾だが、思想の類似性のみならず、遠近法に言及したテキストの上でニーチェが明快に他ならぬライプニッツを引いた痕跡を見出すことは難しい。特に著名なカウルバッツハの指摘ですら、その思想的類似点を列挙する以外には、ニーチェがライプニッツの逸話を念頭に書いたであろう一節を紹介しているに過ぎない。³⁴⁾それは、影響の論証というよりはむしろ「共通性」³⁵⁾の指摘であり、ニーチェ思想から「ライプニッツによるモナドロギー構想への橋を渡す試み」³⁶⁾である。本稿も、遠近法思想におけるショーペンハウアーの影響を指摘するにあたり、両者の発想の類似点に注目している。だが、「遠近法」の刊行著作上の初出箇所と、「遠近法主義」の刊行著作上の唯一の使用箇所という、ニーチェの遠近法思想にとって重要な意味を持つふたつの箇所のいずれにも、ショーペンハウアーの理性、概念、記憶に関する言説との思想的な類似性の

みならず、比喩を含む表現上の類似性さえ認められるということは、単なる偶然的類似と片付けられるべきではなからう。また、上述の繰り返しとなるが、前者が、記憶を持つか持たないかというショーペンハウアーによる人間と動物の区別から切り出される論述に組み込まれているということ、後者が、やはりショーペンハウアーによる教説と同名の表題を冠せられた論述の一部であるということは、紛れもなくその影響を示すテキスト上の事実である。

ちなみに本稿はニーチェの遠近法思想にライプニッツの影響がないと主張するものではない。その成立に関わる思想は、あるいは複数である可能性も否めない。ただ、ショーペンハウアーの影響は、遠近法という語がはじめて使用されたテキストと遠近法主義という語が使用された唯一のテキストを検討することによって確かに導かれ得る結論である。

五 おわりに

従来の遠近法主義解釈は、主として一八八六年以降のニーチェによって書かれた遠近法思想を題材にしてきた。これは一八八六年を境に遠近法という言葉の使用頻度が著しく増加するからであるが、そのことでニーチェが最初に遠近法という用語を導入した時期に鮮明なニュアンスが問題とされてこなかった。しかし、およそ思想の解釈においてその原点の見極めは基本的な手続きであり、ニーチェが敢えて遠近法という表現を選択した所以を明らかにすることはやはり意義があると思われる。まして、本稿において説明された遠近法の意味内容は、「生に対する歴史の利害」という所謂初期の作品から、『悦ばしき知識』第五書という後期の作品に至るまでニーチェにより保持され続けたものであるだけになおさらである。

また、『悦ばしき知識』第五書及び「生に対する

歴史の利害」における遠近法の意味を詳細に検討することは、ニーチェの遠近法の発想がショーペンハウアーの言説に触発されて生まれたものであるという、言わば思想的系譜の指摘に繋がる点でも有意義と³⁷⁾言える。ショーペンハウアー研究は、初期思想の丹念な読解により、カント的・超越論哲学的な問題関心を受け継ぎながら思索する新たなショーペンハウアー像の描出に大きく踏み出した。³⁸⁾ニーチェの遠近法主義にまつわる論点のひとつとして、その解釈一元論的な立場が、権力への意志という形而上学的な思想といかに両立し得るか、あるいはいかに両立し得ないかということがこれまで繰り返し議論されてきたが、ニーチェの遠近法思想がショーペンハウアー表象論の一部を成すその理性観を継承しているとすれば、この議論にも、初期ニーチェの遠近法思想におけるショーペンハウアーの影響を汲み取ることににより新たな展開が期待できるものと思料され

(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

凡例

Kritische Studienausgabe, 15 Bde, Hrsg von G. Colli/M. Montinari, Deutscher Taschenbuch Verlag, München/Walter de Gruyter, Berlin/New York からの引用・参照の際に『KSA』の巻号の後で「巻数と頁数を記載する。また、Arthur Schopenhauer, *Die Welt als Wille und Vorstellung*, Deutscher Taschenbuch Verlag, 1998 からの引用・参照の際には『WWV』の巻号の後で「Band」と頁数を記載する。(……) は中略を表す。

註

- (1) KSA, 5. S.12
 (2) これは「遠近法を扱う本論において「生に対する」歴史の利害を論じる著作を取り上げる」とき「間接的に」あれ「正当化する」。
 (3) 永井均『「われがニーチェだ」講談社現代新書 一

九九八年 一一三頁。

- (4) KSA, 3. S.592
 (5) KSA, 3. S.590
 (6) KSA, 3. S.625
 (7) Vgl. KSA, 2. S.370
 (8) 次のような書簡にも「悦ばしき知識」第五書の初期の作品との連関が示唆されている。「どうして年を越すまえに、初期の著作のために為すべく準備しておいたことはすべて仕上げてしまいました。その最後のもの、原稿のかたちで同封してお届けしたものが、悦ばしき知識の最終巻(第五巻)だったというわけです。それは以前から計画されていたのですが、宿命的な健康上の突発事故の結果、当時は仕上げられずじまいだったのです。」(An Ernst Wilhelm Fritsch in Leipzig, Ende Dezember, 1886) *Nietzsche Briefwechsel, Kritische Gesamtausgabe III 2*, De Gruyter, 1982, S.296

- (9) KSA, 1. S.248
- (10) KSA, 1. S.248
- (11) KSA, 1. S.251
- (12) KSA, 1. S.251
- (13) 地平線とは「その彼方になお人間や情熱や教えや目的がある」ことを思ひ出させるものは何もならず」(KSA, 1. S.251) というような境界線であるとも言われる。また「この表現を受けて動物も「すっかり非歴史的」ほとんど一点のような地平線の内部に住まう動物」(KSA, 1. S.252) と言われる。
- (14) KSA, 1. S.251
- (15) KSA, 1. S.253
- (16) KSA, 1. S.272
- (17) KSA, 1. S.271
- (18) KSA, 1. S.271
- (19) 遠近法という単語は、「生に対する歴史の利害」にあらず、「この箇所その他に2箇所 (KSA, 1. S.319 und S.323) で見られるが、いずれも初出箇所と同様の文脈で使用されている。特に最後の箇所では「地平線遠近法」とあり、遠近法と地平線が、線遠近法においてそうであるとおろ、不可分であることを端的に示している。

- (20) WWV, Zweiter Band, S.70(Kapitel 5) など、この「本来的記憶 (ein eigentliches Gedächtnis)」という表現は、『道徳の系譜』(1887) に基づくニーチェにより使用されてくる (KSA, 5. S.292)。同書に「遠近法」(Vgl. KSA, 5. S.289, S.306, S.364, S.376, S.377 und S.411) や「造形力」(KSA, 5. S.273) などの用語が見られ、「忘却」が「強さ健康の形式」を体現していると言われている (Vgl. KSA, 5. S.292) ことも注目に値する。すなわち、一八八七年のこの著作にも、「忘却」を生かすために必要なこととして論じた「生に対する歴史の利害」に通ずる文脈が見られるのである。
- (21) ニーチェは同時期の『道徳外の意味における真理と虚偽について』(1873) において「理性的な人間と直観的な人間」(KSA, 1. S.889) という区別を立てており、概念に導かれて生きる人間を理性的人間と考えている。これは疑いなく、ショーペンハウアーによる「悟性と」同様に理性もまた唯一の機能をもつ。それは概念の形成である」(WWV, Erster Band, S.75. 括弧内は筆者による補足) という定義を理解し、受容した上での区別である。というのもこの理性の定義は、ショーペンハウアーが敬意を表してやまないカントに対してその定義をはっきりと論難し、自己

の主張を際立たせる点なのである。後述のとおり、ショーペンハウアーは概念の使用を記憶の条件と考えている。したがって、ニーチェが「生に対する歴史の利害」において人間と動物を記憶の有無で区別していることも、やはりショーペンハウアーの理性の定義から導き出されていると考えられる。

(22) WWV, Erster Band, S.75 (S.8) など、『道徳外の意味における真理と虚偽について』において、『概念の形成 (die Bildung der Begriffe)』とどうもほぼ同じ語句を用いた考察が展開されている (Vgl. KSA, 1, S.879) ことから、ニーチェが『意志と表象としての世界』のこの文脈を重視していたことがうかがえる。ちなみに、『悦ばしき知識』第五書三五四は、『意志と表象としての世界』におけるショーペンハウアーの言説の、模倣と言うよりは換骨奪胎であり、語彙はショーペンハウアーから借りつつ、内容は『道徳外の意味における真理と虚偽について』から発展したものと見られる。そしてその『道徳外の意味における真理と虚偽について』が、やはりショーペンハウアーから依然として影響を受けてつも徐々に乖離していく時期のニーチェの作品であるということは、『人間的な、あまりに人間的な』序文のニーチェ自身の証言 (Vgl. KSA, 2, S.370) から明

らかである。

- (23) WWV, Erster Band, S.72 (S.8) など, Zweiter Band, Kapitel 5 44 同章の註を参照せよ (Vgl. WWV, Zweiter Band, S.70) 1 Erster Band の S.8 に関連しては、
- (24) WWV, Erster Band, S.72 (S.8)
- (25) WWV, Erster Band, S.72 (S.8)
- (26) WWV, Erster Band, S.139 (S.16) など, Erster Band の S.145 S.16 46 47 48 Erstes Buch, Der Welt als Vorstellung erste Betrachtung 21 22 23 24 25 26 の考察を形成しては、
- (27) Vgl. WWV, Zweiter Band, S.638ff
- (28) Vgl. KSA, 7, S.811
- (29) WWV, Zweiter Band, S.638
- (30) Vgl. KSA, 3, S.592
- (31) 言葉や言語に関する考察として、『道徳外の意味における真理と虚偽について』に、言語の成立が二段階の隠喩を伴うものとして論述されている。そこで『隠喩 (Metapher)』は、『神経刺激が像々、ちらたはそれが音声へと翻訳される過程を表す (Vgl. KSA, 1, S.879)』。ちなみに『隠喩とは、別の領域に飛び越えて『移し (meta=über) 運ぶ (phero=tragen)』とどう意味して、『翻訳する』と (übertragen)』

- なのである。『悦ばしき知識』第五書三五四でも、意識する
 ことは、「意識に移し入れること (ins Bewußtsein
 übersetzen)」、あるいは「群居動物の遠近法に翻つて移すこ
 と (in die Heerden-Perspektive zurück-übersetzen)」と言ひ換
 えられ (Vgl. KSA, 3, S.592f)、「移し (über) 置く (setzen)」、
 すなわち「翻訳する」こと (übersetzen) として理解され
 ている。こうした思考様式の相似からも、『悦ばしき知識』
 第五書三五四は『道徳外の意味における真理と虚偽につい
 て』執筆時の思想から発展したものと思ふことができら
 ぬ。なお、実際に Übertragung と Übersetzung とは同言葉は、『道
 徳外の意味における真理と虚偽について』において同義で
 扱われている (Vgl. KSA, 1, S.884)。
- (32) Vgl. WWV, Erster Band, S.94 (S.11)
- (33) 牧野英二、「遠近法主義の哲学」、弘文堂、一九九
 六年、五九頁。
- (34) Vgl. Friedrich Kaulbach, *Nietzsche und der
 monadologische Gedanke*, Nietzsche-Studien, Walter de
 Gruyter, Bd.8, S.153
- (35) *Ibid.*, S.145

- (36) *Ibid.*, S.142
- (37) なお、慎重な検証を要することは言うまでもない
 が、この指摘はニーチェ思想に対する次のような新たな角
 度からのアプローチを可能にする。一八八六年以降、遠近
 法主義が権力への意志説と相互に深く関連しながらニー
 チェ思想の根幹を成すことは周知である。ショーペンハウ
 アーが、概念の使用における「あらゆるものを己の思考空
 間に取り込み、操作可能なものに還元する (すなわち、そ
 の空間の中に強引に位置づける) ことによって支配しよう
 とする意志の契機」(齋藤智志、「概念はどのように使われ
 なければならぬか」、日本ショーペンハウアー協会編
 『ショーペンハウアー研究』第一二号所収、二〇〇七年、
 七三頁)を指摘している(同上、七六頁)ことに鑑みて、
 その思想に影響されての着想の時点からニーチェの遠近法
 思想に権力への意志説と結びつく必然性が胚胎していたと
 も考えられる。
- (38) 齋藤智志／高橋陽一郎／板橋勇仁編、『ショーペンハ
 ウアー読本』、法政大学出版局、二〇〇七年、二頁。